

今回の一般選挙より
定数が20人から
18人となります。

吉野川市議会議員一般選挙の 投票日は、5月18日(日)です

●身体障害者手帳 下記のいずれかの障がい、その程度が右に該当する方	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢機能障がい・体幹機能障がい・移動機能障がい	●	●	—
心臓機能障がい・じん臓機能障がい・呼吸器機能障がい ぼうこう機能障がい・直腸機能障がい・小腸機能障がい	●	—	●
免疫機能障がい・肝臓機能障がい	●	●	●

●介護保険被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方

※4から6までの不在者投票についての詳細は、市ホームページで確認するか、下記の連絡先まで問い合わせてください。

7. 開票について

開票日時 5月18日(日) 午後9時から(予定)
開票場所 吉野川市交流センター 川島町栗村2827番地70

<開票所での参観について>
開票所での参観を希望される方は、下記の事項に協力をお願いします。

- 37.5度以上の発熱など、体調がすぐれない方は参観を控えてください。
- 入場時、受付簿(氏名および連絡先)の記入
- 混雑時の入場制限

8. 公募立会人について \ 投票立会人になりませんか? /

18・19歳、20歳代の若い世代の「投票立会人」を募集しています。「投票立会人」は、投票が適正かつ公正に行われているかを投票所で確認する仕事です。若い世代の方に政治や選挙に関心を持っていただき、選挙をより身近に感じてもらうための取り組みですので、興味や関心のある方は気軽に選挙管理委員会まで問い合わせてください。

●問い合わせ **選挙管理委員会** ☎22-2211 FAX22-2245

人権とひびくす

知恵島地区人権教育 推進協議会

昨年、6月に法務局・市人権擁護委員などの皆さんが知恵島小学校に来られ、人権の花贈呈式が行われました。6年生が出席し、法務局・市人権擁護委員などの皆さんと植栽を行いました。児童代表お礼の言葉では「自分や友達を大切にするように、花の命も大切にしたい」という思いをあらたにしました。その後は、この思いを胸に、6年生全員が日々のお世話を頑張りました。人権の花が、学校の花壇やプランターに力強く美しく咲くことで、それを見る人の心も自然と明るくなり、笑顔が溢れていました。お世話を続けている6年生の横で、花に話しかける1年生を見かけました。心が温かくなりました。花いっぱい、笑顔いっぱいの知恵島小学校になりました。

また、昨年、12月に知恵島地区人権教育推進協議会の取り組みとして、落語家桂七福さんをお招きし、「笑いながらの気づきと学び」古典落語と

人権

問い合わせ

人権課 ☎22-2229
FAX 22-2247

最近では、国際的にも人権意識が高まっています。児童の人権に関する正しい知識や感覚・意識を育んでいくことが何より大切です。児童の人権意識をよりよく培っていきけるよう、学校だけではなく、家庭や地域がしっかりと連携し、今後も支えていきたいと思えます。

1. 投票日当日の投票時間と投票場所

投票時間 午前7時～午後8時まで(山川第10投票所は午前7時～午後7時まで)
投票場所 告示日(5月11日)以後から送付される投票所入場券に記載された投票所
※投票所の場所(地図)については、市ホームページで確認してください。



2. 注意事項

- ア. 投票には、投票所入場券を各自切りはなし、本人が投票所に持参してください。(もし入場券を忘れている場合や届いていない場合も※選挙権を有する方は投票できます)
- イ. 投票する日までに本市から他の市区町村に住所を移した方は、投票することができません。
※選挙権を有する方
 - 投票日現在、満18歳以上の方(平成19年5月19日までに生まれた方)
 - 令和7年2月10日までに吉野川市に住民登録されている方(選挙人名簿登録基準日の令和7年5月10日時点で3カ月以上吉野川市に住所を有する必要があり、他の市区町村からの転入者は転入届を行った日から起算されます)

3. 期日前投票について

期 間	5月12日(月)～5月17日(土) まで 午前8時30分～午後8時まで
場 所	吉野川市役所 本館1階111会議室 または 山川公民館 研修室1
期日前投票宣誓書の提出について	期日前投票の際には、選挙の当日に投票に行けない旨の宣誓書の提出が必要です。宣誓書は投票所入場券裏面に印刷しておりますので、事前に記入して持参してください。また、市ホームページや期日前投票所にも準備していますので利用してください。

4. 名簿登録地【吉野川市】以外の市区町村における不在者投票について

仕事や旅行などで、選挙期間中、本市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですら不在者投票をすることができます。投票用紙などの送付に日数を要しますので、早めに投票用紙を請求してください。

5. 指定病院などにおける不在者投票について

都道府県選挙管理委員会の指定する病院・老人ホーム・身体障害者支援施設などに入院・入所などをされている方は、病院・施設などにおいて不在者投票ができます。早めに病院長・施設長などに申し出てください。

6. 郵便などによる不在者投票について

次の要件に該当する選挙人は「郵便等投票証明書」の交付を受け、自宅などで郵便などによる不在者投票ができます。